

「秋田県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）案」の概要

1 規定形式について

この条例は女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものですが、その規定形式は、省令と同内容の基準については、省令の基準を施設の基準とする旨を規定し、県の独自基準があるときは、その旨を規定します。

2 条例の内容

(1) 独自基準

この条例は女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）に定めるものをもって、その基準とするため、秋田県の独自基準については設けないものとします。

(2) 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

(3) 旧条例の廃止

この条例の施行に伴い、「秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第74号）」は廃止することとします。

(4) 経過措置

旧条例の廃止に伴う必要な経過措置を規定することとします。

3 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める省令の概要

(1) 趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 基本方針

入所者に対して、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(3) 最低基準と施設

県が条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(4) 構造設備の一般原則

施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生や入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(5) 非常災害対策

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要

な訓練を行わなければならない。

(6) 安全計画の策定等

入所者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員等に対する指導、研修及び訓練その他安全に関する安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。

また、職員に対し安全計画を周知し、定期的な安全計画の見直しや必要に応じた変更を行わなければならない。

(7) 苦情への対応

入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。

(8) 帳簿の整備

設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(9) 職員配置

施設長、入所者の自立支援を行う職員、栄養士又は調理員、看護師又は心理療法担当職員、事務員、施設のその他の業務を行うために必要な職員を置く。

(10) 施設長の要件

施設長に必要な要件を定める。

(11) 設備の基準

建物及び設置すべき設備の基準を定める。

(12) 秘密保持等

職員等は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(13) 居室の入所定員

一の居室の入所定員は原則1人とし、対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等については2人以上とすることができる。

(14) 自立支援等

入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する自立の支援を行う。

また、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(15) 食事の提供

食品の種類及び調理方法については、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮し、あらかじめ作成された献立に従って調理しなければならない。

(16) 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該

計画に従い必要な措置を講じなければならない。

また、職員に対し業務継続計画を周知し、定期的な業務継続計画の見直しや必要に応じた変更を行わなければならない。

(17) 保健衛生

入所者については、毎年2回以上の定期健康診断を行い、居室その他入所者が常時使用する設備等について清潔にし、保健衛生に必要な措置を行う。

また、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、研修並びに訓練を定期的実施しなければならない。

(18) 給付金として支払を受けた金銭の管理

施設の設置者が受けた入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは適切に管理する。

(19) 関係機関との連携

女性相談支援センター等の関係機関等と密接に連携しなければならない。

(20) 電磁的記録

書面に代えて、電磁的記録により行うことができる。